

糸島市プレミアム付商品券事業加盟店舗 留意事項

1 発行の目的

消費税・地方消費税の引き上げによる低所得者及び3歳未満児を持つ子育て世帯の消費にあたる影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的にプレミアム付商品券を発行します。

2 商品券について

- (1) 名称 糸島市プレミアム付商品券(以下「商品券」という)
- (2) 発行者 糸島市
- (3) 発行額 6億8,930万円 ※対象者すべてが購入した場合の発行総額です。
- (4) 購入限度額 対象者1人あたり券面額2.5万円(販売額2万円)
- (5) 商品券額面 1枚500円
- (6) 利用期間 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- (7) 販売方法 対象者に商品券購入引換券を発送し10月から販売します。
- (8) 販売場所 ①糸島市人権センター(住所:糸島市前原東2丁目2-1)
②糸島市商工会旧志摩支所(住所:糸島市志摩初30)
③糸島市交流プラザ二丈館(住所:糸島市二丈深江1360)

3 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や金融商品の購入(株式、債券等)
- (2) 商品券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 国や地方自治体への支払い
- (6) 債務の支払い(電気、ガス、水道料金、振込手数料等)
- (7) 土地及び家屋の購入、家賃、地代及び駐車場等の不動産に係る支払い
- (8) 現金との換金、金融機関の預入れ
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (10) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 商品券の交換又は売買

4 利用店舗の責務等

- (1) 利用店舗であることが明確になるよう、ポスター・ステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。

- (2) 持ち込まれた商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに糸島市商工会まで報告してください。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないでください。また、不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 利用店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は利用店舗の責任とします。
- (7) 福岡県暴力団排除条例及び糸島市暴力団排除条例を遵守してください。

5 換金について

(1) 換金方法

利用店舗が振込を希望する口座の通帳の写し等（初回換金時のみ）を持参のうえ、使用済商品券とその換金請求書を糸島市商工会へ提出してください。

(2) 換金に必要なもの

①使用済商品券

②換金請求書

③通帳の写し ※初回換金時のみ

カタカナの口座名義及び口座番号が記載されているページ（見開き1ページ目等）及び表紙。

※通帳が無い場合は、カタカナの口座名義及び口座番号が確認できるものをご用意ください。

(3) 換金期間 令和元年10月1日から令和2年4月30日 10時から16時まで

※土・日・祝日・年末年始（令和元年12月28日から令和2年1月5日まで）を除く。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 入金までの日数

換金申請を受けてから、概ね1週間で、届け出た口座に糸島市商工会から振り込みます。下表のとおり予定していますが、換金が集中した場合などは精算が1サイクル遅れる場合もありますので、予めご了承ください。

支払回	糸島市商工会の商品券換金受付け期間	入金予定日
1	令和元年10月1日(火)から10月15日(火)まで	令和元年10月23日頃
2	令和元年10月16日(水)から10月31日(木)まで	令和元年11月7日頃
3	令和元年11月1日(金)から11月15日(金)まで	令和元年11月22日頃
4	令和元年11月18日(月)から11月29日(金)まで	令和元年12月6日頃
5	令和元年12月2日(月)から12月13日(金)まで	令和元年12月20日頃
6	令和元年12月16日(月)から12月27日(金)まで	令和2年1月10日頃
7	令和2年1月6日(月)から1月15日(水)まで	令和2年1月22日頃
8	令和2年1月16日(木)から1月31日(金)まで	令和2年2月7日頃
9	令和2年2月3日(月)から2月14日(金)まで	令和2年2月21日頃
10	令和2年2月17日(月)から2月28日(金)まで	令和2年3月6日頃
11	令和2年3月2日(月)から3月13日(金)まで	令和2年3月23日頃
12	令和2年3月16日(月)から3月31日(火)まで	令和2年4月7日頃
13	令和2年4月1日(水)から4月15日(水)まで	令和2年4月22日頃
14	令和2年4月16日(木)から4月30日(木)まで	令和2年5月13日頃

6 利用店舗登録の取消等

「糸島市プレミアム付商品券事業加盟店舗募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や利用店舗の登録を取り消す場合があります。登録の取り消しに伴う店舗の損失については、市または糸島市商工会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

<問い合わせ先>

糸島市商工会 電話 092-322-3535